

京都市告示第194号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年 8月 3日

京都市長 門川 大作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世高田3 号線	南区久世高田町384番地地先から	旧	メートル 619.30	メートル 10.00 ~ 23.60
	同区久世中久世町五丁目311番地地先 まで	新	619.30	10.00 ~ 23.60

(建設局土木管理部道路明示課)